

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
マイナンバーの取扱いに関する変更事項について	1
まとめ マイナンバーと扶養控除等申告書との関係	2

梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。第66号では、マイナンバーの取扱いに関する変更事項について取り上げました。当初よりはだいぶ安全管理に対する負担軽減が図られています。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネーター 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

マイナンバーの取扱いに関する変更事項について

平成28年からマイナンバー制度が始まりました。制度開始前に告知されていた取扱いから変更された事項がありますので、今回はその内容をご紹介します。

番号	Q A
1	<p>Q: 税務関係書類について、マイナンバー(個人番号)の記載を不要とする見直しが行われたとのことですが、今後扶養控除等申告書には従業員等のマイナンバーの記載が必要なのですか？</p> <p>A: 原則として扶養控除等申告書には従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。</p> <p><u>ただし、平成29年分の扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等のマイナンバー等を記載した一定の帳簿を備えている場合、その帳簿に記載されている者のマイナンバーの記載は必要ないとされました。</u>なお、平成28年4月1日以後に提出する「保険料控除申告書」、「配偶者特別控除申告書」、「住宅借入金等特別控除申告書」については、所得税の改正によりマイナンバーの記載は不要です。</p>
2	<p>Q: マイナンバー等を記載した一定の帳簿には、何が記載されている必要がありますか？</p> <p>A: 以下の事項が記載されている必要があります。</p> <p><u>扶養控除等申告書の提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー</u></p> <p><u>帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称</u></p> <p><u>上記の申告書の提出年月日</u></p> <p>なお、この帳簿の作成に当たっては、最初にマイナンバーが記載された扶養控除等申告書等の一定の税務関係書類が提出されていることが前提となっています。</p>

3 Q:一定の帳簿を備えた後の年度の扶養控除等申告書にはマイナンバーの記載は不要となるため、マイナンバーが記載されないように、マイナンバー欄に斜線を入れても良いですか？

A:扶養控除等申告書については法令で様式を定めているものではないため、法令で定められた事項が記載されていれば構いません。したがって、上記のケースで、マイナンバー欄に斜線を入れる等の措置を行うことは可能です。但し、新たにマイナンバーの記載が必要となる従業員がいる場合には記載漏れとならないよう注意を払う必要があります。

4 Q:平成28年分の扶養控除等申告書にマイナンバーを記載したのなら、その後の年度の扶養控除等申告書にはマイナンバーの記載は不要ですか？

A:扶養控除等申告書には毎年マイナンバーを記載する必要がありますので、前年度と変わりがないからといってマイナンバーの記載を省略することは出来ません。

ただし、番号 1 の一定の帳簿が給与支払者によって備えられている場合には、平成29年度分の扶養控除等申告書からマイナンバーの記載を不要とすることが出来ます。

また、給与支払者と従業員との間の合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「給与支払者に提出済のマイナンバーと相違ない」旨の記載をした上で、給与支払者においても既に提出を受けているマイナンバーとの確認を実施し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのなら、マイナンバーを記載しなくても構いません。

5 Q:退社した従業員等に関する番号 1 の帳簿はすぐに廃棄が必要ですか？

A:マイナンバーの記載が不要となる措置に従い、マイナンバーの記載がなく提出された扶養控除等申告書のうち、最後に提出されたものの法定保存期間(当該書類の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間)まで、当該者に関する一定の帳簿を保存する必要があります。

ホームページもご覧ください

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

< まとめ マイナンバーと扶養控除等申告書との関係 >

平成28年度の扶養控除等申告書にマイナンバーを記載済

給与支払者が一定の帳簿を作成、若しくは毎年扶養控除等申告書の余白に従業員が提出済のマイナンバーと相違ない旨の記載を行い、かつ給与支払者がその事実を確認の上その旨を記載

Yes

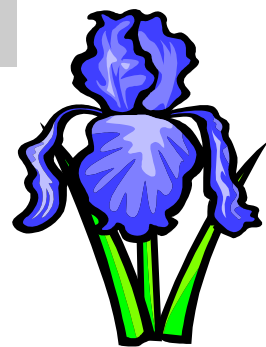
平成29年度以降の扶養控除等申告書にはマイナンバーの記載は不要

No

毎年マイナンバーの記載が必要

扶養控除等申告書の余白に、従業員が既に提出済のマイナンバーと相違ない旨の記載を行い、かつ給与支払者がその事実を確認の上その旨を記載

平成28年度の扶養控除等申告書にはマイナンバーの記載不要



税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp